

新潟市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市人事委員会委員長 児玉 武雄

新潟市人事委員会規則第13号

新潟市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに新潟市職員の退職管理に関する
条例（平成28年新潟市条例第11号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に
基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項及び第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公
共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、
再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた
職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務
を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関
の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当
該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属す
る役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条
の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営
利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等
（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会に
おいて決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式

についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

（1）新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号。以下「退職手当条例」という。）第4条の10第1項に規定する地方公社

（2）退職手当条例第5条第5項第2号に規定する公庫等

（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第6条 法第38条の2第4項及び第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

（1） 区長

（2） 消防局長

（3） 会計管理者

（4） 水道局に置かれる部の長

（5） 市民病院の副院長並びに市民病院に置かれる事務局、部及びセンターの長

(6) 議会事務局長

(7) 教育次長

(8) 行政委員会（前号に掲げる職が属するものを除く。）の事務局長

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第4項及び第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項及び第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反す

る事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、別記様式第1号による申請書を任命権者に提出しなければならない。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、別記様式第2号による届出書を人事委員会に提出して行うものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第14条 法第38条の2第8項及び第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる組織に応じ当該各号に定める職とする。

(1) 市長の事務部局、議会事務局、行政委員会事務局及び消防局 新潟市職員の管理職手当に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第39号。以下「管理職手当規則」という。)別表第1に掲げる職のうち、同表の区分欄が1種から4種までの区分に該当する職(第6条各号に掲げる職を除く。)

(2) 高等学校及び幼稚園 新潟市教育職員の管理職手当に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第53号)別表第1に掲げる職のうち、同表の区分欄が1種の区分に該当する職

(3) 前2号に掲げる組織以外の組織 前2号に掲げる職に相当する職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第15条 法第38条の2第8項及び第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第16条 条例第3条第1項の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる組織に応じ当該各号に定める職とする。

(1) 市長の事務部局，議会事務局，行政委員会事務局及び消防局 管理職手当規則別表第1に掲げる職のうち，同表の区分欄が1種から4種までの区分に該当する職

(2) 前号に掲げる組織以外の組織 前号に掲げる職に相当する職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第17条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める場合は，次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し，引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合

(3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって，その地位に就

いた日から起算して1年間につき，所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第18条 条例第3条第1項の規定による届出をしようとする者は，別記様式第3号により，離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- （1） 氏名
- （2） 生年月日
- （3） 離職時の職
- （4） 離職日
- （5） 再就職日
- （6） 再就職先の名称
- （7） 再就職先の業務内容
- （8） 再就職先における地位

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第12条関係）

（表）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

（任命権者） 様

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定により，次のとおり承認を申請します。この申請書の記載事項は，事実と相違ありません。

1 申請者

（ふりがな）（ ） 氏 名 (印)		生年月日 年 月 日（歳）
勤務先（営利企業等）の名称		勤務先における地位（役職等）
連絡先 電話番号（ ）		
勤務先（営利企業等）の業務内容		

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職		
離職前5年間の在職状況等	所属・職	在職期間			職務内容	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	

注 申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては，当該職に就いていた期間まで遡って記入してください。

(裏)

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名（ふりがな） ()	
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的内容

--

7 その他参考事項

--

別記様式第2号（第13条関係）

再就職者からの依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

新潟市人事委員会 様

地方公務員法第38条の2第7項の規定により、次のとおり届け出ます。この届出の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名 (印)	生年月日 年 月 日 (歳)
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時 分
再就職者が勤務する営利企業等の名称	
営利企業等における再就職者の地位（役職等）	
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

別記様式第3号（第18条関係）

再就職届出書

年 月 日

(任命権者) 様

住 所

氏 名

電話番号

新潟市職員の退職管理に関する条例第3条第1項の規定により，次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	()
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離 職 時 の 職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 日	年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	
8 再 就 職 先 に お け る 地 位	